

徳島県情報公開審査会答申第57号

第1 審査会の結論

徳島県警察本部長の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年3月10日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「県道鮎喰新浜徳島市八万町大野68番地先交差点に設置された指定方向外進行禁止の標識の設置年月日がわかるもの」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年3月19日、実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成20年4月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、徳島県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行い、同月2日、諮問庁がこれを受理した。

4 諮問

平成20年4月16日、諮問庁は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の趣旨は、本件事案で問題となっている標識（以下「本件標識」という。）が業者によって現実に設置された正確な設置年月日がわかる文書や電磁データが存在するはずなので、その公開を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 公開請求に係る公文書を保有していないためとあるが、私が担当者から説明を受けたときに見せてもらった資料の中に、設置年月日11月1日という文書があった。
この年月日は正確な設置年月日ではないと述べていたが、標識の正確な設置年月日がわかるものはあると思うので、電磁データでもかまわないので公開してもらいたい。
- (2) 実際に現地で本件標識を確認すると、標識の裏に設置年月日を記載する場所が作られていたが、記載がなく、本来設置するときに標識に設置年月日を記載しなければならないのではないかと。道路標識の裏面の業者別標章には、「設置年月日などの標識の裏面にちょう付するよう施工業者に求めていたものである。」との説明があり、施工業者が記載していないのは、明らかな契約違反である。
- (3) 諮問庁は、本件標識の設置工事について「芝田幼稚園正門前西側道路北側ほか道路標識建替その他工事」と説明しているが、芝田幼稚園は小松島市田野月ノ輪78-7という全く別の場所にあり、私自身、本件標識の設置場所近辺で幼稚園児などが歩いているところを見たことはなく、どこの小学生や幼稚園児を対象に規制をしているか分からない。
当審査会が現地確認をしないことをいいことに全く別の場所にある芝田幼稚園を持ち出して、もっともらしくスクールゾーンであるように見せかけており、悪質である。
- (4) 交通規制の効力について、通常、規制標識は、規制の直前の道路に設置しなければならないのではないかと。本件標識の50メートル南西側に可変式標識が設置されているので、当該場所における交通規制の効力については、本件標識の設置の前後において何ら変わるものではないと説明するが、50メートルも手前で、老朽化していて、本件標識を追加設置したということは、実施機関もこの可変式標識の効力がないと認めているようなものであり、やはり規制直前にある固定式標識があったかなかったかが交通規制の効力の有無の大きな争点である。
- (5) 本件標識設置に伴う道路占有許可が出されているか、徳島県及び徳島市に情報公開を求めたが、道路占有許可は出されておらず、違法な工事である。
また、本件標識は電柱に取り付けられているため、電柱の所有者である四国電力に設置年月日を問い合わせたところ、情報を公開するには公安委員会の許可がいると回答され、さらに公安委員会に対し、四国電力に公開を許可する文書を作るよう要望したが、認められなかった。これが公開されれば設置年月日がはっきりするので、当審査会から公安委員会に対し、公開させるように勧告してもらいたい。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件処分の理由について

(1) 請求の趣旨

本件請求は、特定の場所に設置された道路標識について、当該標識の設置等工事を受注した施工業者が現実に設置した年月日を記載した公文書について請求したものである。

(2) 交通標識の設置年月日に係る基本的な考え方

標識等に係る工事請負契約においては、一般的に複数の標識の設置等に係る工事を期限を付して発注することとなっている。当該工事を請け負った業者は、徳島県公共工事標準請負契約約款第31条の規定に基づき、契約に係るすべての標識等の工事が完了した時点で工事しゅん工検査請求書を提出し、これを受けて実施機関の担当者が工事の完成を確認するための検査を行い、当該検査に合格した場合は、工事しゅん工承認書により通知することとなる。この場合において、施工業者は直ちに完成した標識等を実施機関に引き渡すこととなっている。

このことから、実施機関が当該標識等を保有し、管理することとなるのは、当該標識等に係る検査に合格し、施工業者から当該標識等の引渡しを受けた時点となる。

本件標識について、実施機関は、財産管理上、施工業者が本件標識を現実に設置した日付である設置年月日で管理するのではなく、本件標識の引渡しを受けた日で把握している。

(3) 本件標識の概要

本件標識は、工事請負契約により「芝田幼稚園正門前西側道路北側ほか道路標識建替その他工事（以下「芝田幼稚園前等工事」という。）」として、工期を平成16年8月13日から同年11月15日までとし、総数90本（枚）の道路標識の建替等の工事を発注したうちの1枚である。

芝田幼稚園前等工事については、平成16年11月15日に請負業者より工事しゅん工検査請求書の提出を受け、平成16年11月24日に検査を行い、同日付で工事しゅん工承認書を交付し、引渡しを受けた。

(4) 本件請求に関連する公文書

本件請求に関連する設置年月の記載のある公文書としては、固定式道路標識設置工事特記仕様書に基づき、当該工事が完了した際に提出する書類として、完成写真及び道路標識管理台帳がある。

ア 完成写真

完成写真は、道路標識の施工の状況を黒板とともに撮影したものであり、黒板

には、警察署名、設計番号、設置年月及び施工会社名等を記載することとされている。黒板に設置された設置年月は、施工業者が標識を現実に設置した年月であるが、日付の記載までもは求めていない。

イ 道路標識管理台帳

道路標識管理台帳は、工事完了報告に係る内容を記録した電磁的記録媒体を施工業者から提出させ、これを道路標識標示管理システム（以下「管理システム」という。）に入力し、管理しているものである。当該管理システムは道路標識の更新管理を主な目的として導入したものであることから、更新管理に必要な便宜上の日付を付すため、設置年月のデータが入力されると自動的に「1日」の日付が付与されて登録されることとなっている。

そこで、本件請求に係る標識工事である「芝田幼稚園前等工事」について検証したところ、同工事に関して施工業者から提出されたすべての管理台帳の設置年月に「2004年11月」と入力して提出されたことから、前記のとおりシステム上、同工事に係る標識等の設置年月の項目は、いずれも「2004年11月1日」として記録されたものである。

よって、道路標識管理台帳に記載された設置年月は、本件標識の設置年月日に該当するものではない。

2 その他補足的事項

(1) 道路標識の裏面の業者別標章について

業者別標章は、標識の更新管理のために設置時期等を現場で簡便に確認できるよう、設置者名、設置年月日及び請負業者名を記入して道路標識の裏面にちょう付するよう施工業者に求めていたものである。

本件標識においては、標章の記載に欠落があったが、仮に記載があったとしても、前記1(4)アと同様に設置年月を記載させることとしている。

なお、平成13年度以降、順次管理システムへの標識に係るデータの入力を行ったことにより、更新の管理についても当該管理システムにより可能となったことから標識個々の標章の必要性もなくなり、平成17年度以降は当該標章の記載を求めないこととしている。

(2) 交通規制の効力

本件標識については、昭和57年10月12日に公安委員会の意思決定がなされ、当該標識の設置場所の50メートル南西側に可変式標識が設置されたところ、当該可変式標識が設置後17年余りを経過し老朽化しつつあったことから、それを補完するため、平成16年8月(9月の誤り)に固定式標識を追加設置したものである。

したがって、当該場所における交通規制の効力については、本件標識の設置の前後において何ら変わるものではない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方について

審査請求人の主張要旨及び実施機関の説明要旨から合理的に判断すると、本件請求は、本件標識が施工業者によって現実に設置された正確な日まで記載された公文書の公開を求めるものである。

これに対し、実施機関は、本件標識が施工業者によって現実に設置された正確な日まで記載された公文書は保有していないとの理由により、公文書公開請求拒否決定処分を行ったものである。

したがって、当審査会としては、本件標識が施工業者により現実に設置された正確な日まで記載された公文書の存否について調査した上、実施機関の本件処分が条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件標識について

当審査会が調査したところ、本件標識は、平成16年8月12日付けで実施機関と株式会社四国ラインとの間で締結された芝田幼稚園前等工事請負契約に基づき設置された標識総数90本(枚)のうちの一つであることが確認された。

(2) 関係する公文書の対象公文書該当性について

実施機関の理由説明及び当審査会の調査結果によると、本件標識の設置時期を示す公文書として次のものが存在する。

工事写真(完成時のもの)

工事しゅん工承認書(案)

道路標識管理台帳

以下、個別に検討する。

ア 工事写真について

工事写真は、施工業者が請負契約に係る目的物の着工から完成に至るまでの工事施工状況を明らかにするために記録として撮影したものであり、芝田幼稚園前等工事に係る工事しゅん工検査請求書に添付して実施機関に提出されたものである。

工事写真には、完成した標識の設置状況全景が写されており、工事名、警察署名、設計番号、設置年月及び施工業者が記載された小黒板と一緒に写し込まれている。

この点、当該小黒板には年月日の記載欄があるが、実際の写真には当該小黒板

に日の記載がなされていない。これは、実施機関が工事を発注する際に参考とする徳島県土木施工管理基準において、工事写真に写真撮影日の写し込みを求めておらず、本件標識にかかる請負契約においてもこれを求めていないためである。

したがって、工事写真では、施工業者が本件標識を現実に設置した正確な日は分からないため、本件請求の対象公文書とはならない。

イ 工事しゅん工承認書（案）について

工事しゅん工承認書は、工事しゅん工検査に合格した際に請負業者に送付する文書であり、工事しゅん工承認書（案）は、当該文書の立案文書であって、工事しゅん工承認書と同一の記載内容が確認できるものである。

工事しゅん工承認書（案）には、しゅん工年月日、検査請求年月日、検査年月日及びしゅん工承認年月日が記載されているが、しゅん工年月日は、施工業者が芝田幼稚園前等工事に係る90本(枚)の標識全ての工事を完了した年月日であって、本件標識を現実に設置した年月日を示すものではなく、その余については、それぞれ施工業者がしゅん工検査を請求した年月日、実施機関がしゅん工検査を行った日及び実施機関がしゅん工承認した年月日を示すものであり、いずれの日付も施工業者が本件標識を現実に設置した年月日を示すものではない。

したがって、工事しゅん工承認書（案）には、施工業者が本件標識を現実に設置した正確な日は記載されておらず、本件請求の対象公文書とならない。

ウ 道路標識管理台帳について

道路標識管理台帳は、道路標識標示管理システム(以下「管理システム」という。)により管理している電磁的記録であり、現在県内に設置されている交通標識の更新管理を主な目的とするものであって、任意の交通標識を出力することにより、当該交通標識の位置、構造、標識種別、規制項目、設置年月日等が確認できるようになっている。

実施機関の説明によると、道路標識管理台帳の作成・更新作業は、施工業者が工事しゅん工検査請求書を提出する際に、工事完了報告に係る内容を記録した電磁的記録媒体(以下「報告記録」という。)を同時に提出させ、これを管理システムに入力する方法で実施している。

この点、本件標識にかかる道路標識管理台帳を確認したところ、設置年月日の欄には平成16年11月1日と表示されていたが、実施機関の説明によると、設置の日の入力がないため、自動的に「1日」と表示されているとのことであった。

すなわち、設置年月日に関し、管理システム自体は日まで入力することができるシステムとなっているのであるが、実際に施工業者からの報告記録には設置年月までしか記録されていないため、これをそのまま管理システムに入力すると、日が入力されない結果となり、加えて、実施機関において、施工業者に対し、日まで記録した報告記録を提出するよう求めることもしていないし、実施機関において日の補

正入力も行っていないのであるから、結局、管理システムに日が入力されないままとなり、自動的に「1日」と表示されているに過ぎないのである。これは、本件標識に限るものではなく、道路標識管理台帳に登録されている標識全てが、このような態様で管理されている。

したがって、設置年月日に関し、仮に日まで入力となされていた場合、道路標識管理台帳は本件請求の対象公文書となり得るところであるが、実際には、道路標識管理台帳に表示される設置年月日の日は、施工業者によって現実に設置された日と同一と特定することができない以上、本件請求の対象公文書から除外せざるを得ない。

(3) 結論

以上検討した結果、実施機関の事務の現状を見る限り、個々の交通標識について施工業者が現実に設置した日を確定できる制度となっていないため、先に挙げる本件標識の設置時期を示す公文書は、いずれも本件請求の対象公文書に該当しないとわざるを得ない。

したがって、実施機関の行った本件処分は、格別不自然、不合理ということとはできない。

なお、業者別標章は、標識設置工事の一環として標識にちょう付されたものであって、標識の一部というべきであり、それ自体単独の公文書とは解されない。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、業者別標章への記載の欠落の違法性、公安委員会への勧告の必要性等の主張を行っているが、当審査会は、条例に基づき本件処分の妥当性を審議する機関であり、実施機関の事務の実施方法について判断する立場になく、また、審査請求人の主張するような勧告を行う立場にもない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 4月16日	諮問
5月27日	諮問庁からの理由説明書を受理

6月27日	審査請求人からの意見書を受理
8月25日	審議（第58回審査会）
10月1日	審査請求人からの口頭意見陳述、審議 （第59回審査会）
11月4日	諮問庁からの口頭理由説明、審議 （第60回審査会）
12月3日	審議（第61回審査会）
平成21年1月14日	審議（第62回審査会）